

規約・諸規程の改正（案）

1 改正の趣旨・内容

需要に応じた米生産を県全体の取り組みとして、より強力に推進するため、会長及び事務局長の職を福島県農業協同組合中央会から福島県に移行するほか、副会長を2名体制とし選任とする。

これに係る規約等の一部を改正する。

2 具体的改正内容

（1）福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

第1章 総則

（事務局）

第2条 主たる事務局を福島県庁所在地に変更。

（事業）

第4条（1）「経営所得安定対策」に「等」を追加。

第4条（2）「米の需給に関する情報提供に関するこ
と」を追加。

第2章 会員等

（役員の定数及び選任）

第9条 会長を福島県農林水産部技監、副会長は総会において2名を選任し、任期は2年とする。

第5章 事務局等

（事務局）

第20条第4項 事務局長は福島県水田畑作課長をもって
充てる。

第7章 会計

（資金）

第26条（4）前年度繰越金を削除。

（2）福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程

第1章 総則

（口座の開設）

第5条

口座の指定を削除。

第7条

会計管理責任者を「福島県農業協同組合中央会において
水田農業を担当する部署の長」から「副会長を担う組織・団

体の長」に変更。

(会計事務責任者)

第8条第2項

表中の「福島県農業協同組合中央会」を「副会長を担う組織・団体の長」に変更。会計管理責任者と会計事務責任者を同一の組織とすることを追記。

(3) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程 (事務処理体制)

第3条

表中の全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県米穀肥料協同組合、福島県米麦事業協同組合及び福島第一食糧卸協同組合の中欄に福島県農業協同中央会の事務内容を併記（畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業は削除）。

(4) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議職務権限規程

2(1) ア総務事務担当者を「JA福島中央会担当者」から「福島県水田畑作課担当者」に変更。

2(1) ウ事務担当者を「福島県水田畑作課、畜産課担当者」から「副会長を担う組織・団体の担当者」に変更。「担い手協議会事務局」を「福島県担い手育成総合支援協議会」と正式名称に訂正。

(5) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議公印取扱規程

別表の名称欄の「福島県農業協同組合中央会口座管理用」の「福島県農業協同組合中央会」を削除。

(6) 「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」事務局員 旅費支給規程

3. 「福島駅」を「各組織・団体の最寄り駅」に変更。

5.(1) イの総務事務担当者を「福島県水田畑作課担当者」に変更。

3 新旧対照表

別添のとおり。

4 その他

規約及び規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。

以上

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約一部改正新旧対照表

改正後	現行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 平成16年4月8日制定 (略) 令和6年6月4日一部改正 <u>令和7年3月24日一部改正</u> 目次(略) 第1章 総則 (名称)(略) (事務局) 第2条 推進会議は、主たる事務局を<u>福島市杉妻町2番16号</u>に置く。 (目的)(略) (事業) 第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。 (2) <u>米の需給状況に関する情報提供に関すること。</u> (3) 地域農業再生協議会の指導に関すること。 (4) <u>その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。</u>	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 平成16年4月8日制定 (略) 令和6年6月4日一部改正 目次(略) 第2章 総則 (名称)(略) (事務局) 第2条 推進会議は、主たる事務局を<u>福島市飯坂町平野字三枚長1番地1</u>に、従たる事務局を<u>県内に7箇所</u>置く。 (目的)(略) (事業) 第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 経営所得安定対策__の推進に関すること。 (2) 地域農業再生協議会の指導に関すること。 (3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。

2 推進会議は、前項(削除)に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。

第2章 会員等 (略)

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第9条 推進会議に次の各号に掲げる役員を置く。 _____

(1) 会長 (削除) _____

(2) 副会長 (削除) _____

(3) 監事 (削除) _____

2 会長は、福島県農林水産部技監の職にあるものを充てる。

3 副会長は、会員たる組織・団体の役職員の中から、総会において
2名を選任し、任期は2年とする。

4 監事は、福島県市長会事務局長及び福島県町村会事務局長の職
にあるものを充てる。

5 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務) 第10条～(議事録) 第19条 (略)

第5章 事務局等

(事務局)

第20条、2, 3 (略)

4 推進会議は、業務の適正な執行のため事務局長を置き、福島県水田畑作課長をもって充てる。

2 推進会議は、前項第1号及び第3号に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。

第2章 会員等 (略)

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第9条 推進会議に次の各号に掲げる役員を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 会長 福島県農業協同組合中央会常務理事

(2) 副会長 福島県農林水産部長

(3) 監事 福島県市長会事務局長及び福島県町村会事務局長

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務) 第10条～(議事録) 第19条 (略)

第5章 事務局等

(事務局)

第20条、2, 3 (略)

4 推進会議は、業務の適正な執行のため事務局長を置き、福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長をもつ

5（略）

（業務の執行）第21条～（事業年度）第25条（略）

（資金）

第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。

（1）水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金

（2）物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金

（3）負担金

（ 削 除 ）

（4）その他の収入

（資金の取扱い）第27条～第33条（略）

附則（令和7年3月24日）

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

て充てる。

5（略）

（業務の執行）第21条～（事業年度）第25条（略）

（資金）

第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。

（1）水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金

（2）物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金

（3）負担金

（4）前年度繰越金

（5）その他の収入

（資金の取扱い）第27条～第33条（略）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程一部改正新旧対照表

改正後	現行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程 平成16年4月8日制定 (略) 令和6年6月4日一部改正 <u>令和7年3月24日一部改正</u> 目次(略) 第1章 総則(目的)～(会計区分)(略) (口座の開設) 第5条 <u>前条に定める会計処理のため、必要に応じて口座を開設するものとする。</u> (会計年度)(略) (会計管理責任者) 第7条 会計事務の総合調整を図るため、会計管理責任者を置き、<u>副会長を担う組織・団体の長</u>をもって充てる。 (会計事務責任者) 第8条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める各事務の区分ごとに会計事務責任者を置く。 2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程 平成16年4月8日制定 (略) 令和6年6月4日一部改正 目次(略) 第1章 総則(目的)～(会計区分)(略) (口座の開設) 第5条 <u>前条の会計に関する口座はふくしま未来農業協同組合に開設する。</u> (会計年度)(略) (会計管理責任者) 第7条 会計事務の総合調整を図るため、会計管理責任者を置き、<u>福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長</u>をもって充てる。 (会計事務責任者) 第8条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める各事務の区分ごとに会計事務責任者を置く。 2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同

表の右欄に掲げるものとする。なお、会計管理責任者と会計事務責任者は同一の組織・団体とする。

水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金	<u>副会長を担う組織・団体の長</u>
うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長（福島県農業会議事務局長）
物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金	<u>副会長を担う組織・団体の長</u>

（帳簿書類の保存、処分）（略）

第２～７章（略）

附則（令和７年３月２４日議決）

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

表の右欄に掲げるものとする。_____

水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金	<u>福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長</u>
うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長（福島県農業会議事務局長）
物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金	<u>福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長</u>

（帳簿書類の保存、処分）（略）

第２～７章（略）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程一部改正新旧対照表

改正後			現行		
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程 平成16年4月8日制定 (略) 令和6年6月4日一部改正 <u>令和7年3月24日一部改正</u> (目的) (略) (事務処理の原則) (略) (事務処理体制) 第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。			福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程 平成16年4月8日制定 (略) 令和6年6月4日一部改正 (目的) (略) (事務処理の原則) (略) (事務処理体制) 第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。		
福島県	経営所得安定対策等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および 推進に係る事務 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設 支援事業の実施に係る事務 畑作物産地形成促進事業の実施に 係る事務 コメ新市場開拓等促進事業の実施	農林水産部水 田畑作課長	福島県	経営所得安定対策等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および 推進に係る事務 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設 支援事業の実施に係る事務 畑作物産地形成促進事業の実施に 係る事務 コメ新市場開拓等促進事業の実施	農林水産部水 田畑作課長

	に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務			に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	
福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に関する事務 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業の実施に係る事務 (削除) _____ (削除) _____ その他規約第4条第1項第2号に係る事務	水田農業を担当する部署の長	福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に関する事務 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業の実施に係る事務 <u>畑作物産地形成促進事業の実施に係る事務</u> <u>コメ新市場開拓等促進事業の実施に係る事務</u> その他規約第4条第1項第2号に係る事務	水田農業を担当する部署の長
全国農業協同組合連合会福島県本部	<u>水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等に係る事務</u> 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 <u>物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業の実施に係る事務</u>	米穀部長	全国農業協同組合連合会福島県本部	_____ _____ _____ 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 _____ _____	米穀部長

	<u>その他規約第4条第1項第2号に係る事務</u>				
福島県米穀肥料協同組合	<u>水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等に係る事務</u> 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 <u>物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業の実施に係る事務</u> <u>その他規約第4条第1項第2号に係る事務</u>	理事長	福島県米穀肥料協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	理事長
福島県米麦事業協同組合	<u>水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等に係る事務</u> 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 <u>物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業の実施に係る事務</u> <u>その他規約第4条第1項第2号に係る事務</u>	理事長	福島県米麦事業協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	理事長
福島県第一食糧卸協同組合	<u>水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等に係る事務</u>	代表理事	福島県第一食糧卸協同組合		代表理事

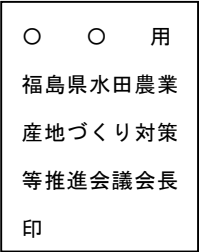
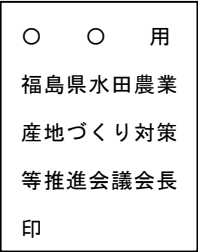
	経営所得安定対策等の周知および 推進に係る事務 <u>物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設 支援事業の実施に係る事務</u> <u>その他規約第4条第1項第2号に 係る事務</u>			経営所得安定対策等の周知および 推進に係る事務 _____ _____ _____ _____	
福島県担い 手育成総合 支援協議会	経営所得安定対策等の周知および 推進に係る事務	会長（（一社）福 島県農業会議 事務局長）	福島県担い 手育成総合 支援協議会	経営所得安定対策等の周知および 推進に係る事務	会長（（一社） 福島県農業会 議事務局長）
2（略） （雑則）（略） <u>附則（令和7年3月24日）</u> <u>この規約は、令和7年4月1日から施行する。</u>			2（略） （雑則）（略） _____ _____ _____		

「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程一部改正新旧対照表

改正後	現行
「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程 平成16年4月8日制定 (略) 令和2年3月27日一部改正 <u>令和7年3月24日一部改正</u> 1 (略) 2 推進会議の事務の決裁・決定の手続き (略) (1) 総務 ア 総会の開催については、総務事務担当者（<u>福島県水田畑作課担当者</u>）が立案し、会長が決裁する。 イ 推進会議の承認申請については、総務事務担当者が立案し、会長が決裁する。 ウ 以下の事務については、総務事務担当者または事務担当者（<u>副会長を担う組織・団体の担当者</u>）が立案し、必要に応じ事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。 また、<u>福島県担い手育成総合支援協議会事務局</u>では、水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金の範囲において、以下の事務について事務担当者（<u>福島県担い手育</u>	「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程 平成16年4月8日制定 (略) 令和2年3月27日一部改正 1 (略) 2 推進会議の事務の決裁・決定の手続き (略) (1) 総務 ア 総会の開催については、総務事務担当者（<u>JA福島中央会担当者</u>）が立案し、会長が決裁する。 イ 推進会議の承認申請については、総務事務担当者が立案し、会長が決裁する。 ウ 以下の事務については、総務事務担当者または事務担当者（<u>福島県水田畑作課、畜産課担当者</u>）が立案し、必要に応じ事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。 また、<u> </u>担い手<u> </u>協議会事務局では、水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金の範囲において、以下の事務について事務担当者<u> </u>

<u>成総合支援協議会担当者</u>）が立案し、事務責任者が決裁する。 2（1）ウ（ア）～（2）専門部会（略） <u>附則（令和7年3月24日議決）</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>	_____が立案し、事務責任者が決裁する。 2（1）ウ（ア）～（2）専門部会（略） _____ _____
---	---

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議公印取扱規程一部改正新旧対照表

改正後						現行					
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議公印取扱規程 平成16年4月8日制定 平成17年4月18日一部改正 平成20年6月20日一部改正 <u>令和7年3月24日一部改正</u>						福島県水田農業産地づくり対策等推進会議公印取扱規程 平成16年4月8日制定 平成17年4月18日一部改正 令和20年6月20日一部改正					
(趣旨)～(定義)(略) (公印の種類、名称等) 第3条関係別表						(趣旨)～(定義)(略) (公印の種類、名称等) 第3条関係別表					
種類	名称	寸法	字体	ひな形	備考	種類	名称	寸法	字体	ひな形	備考
職務印	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長印	方25ミリメートル	古印体を用いて浮彫りにする。		ひな形中○○ には、各事務を担当する団体名を以下の略称で記載する。 (1)福島県 県 (2)福島県農業協	職務印	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長印	方25ミリメートル	古印体を用いて浮彫りにする。		ひな形中○○ には、各事務を担当する団体名を以下の略称で記載する。 (1)福島県 県 (2)福島県農業協

	同（____ （削除） _____ ____口座管 理用）			福島県水田農業 産地づくり対策 等推進会議会長 印	同組合中央会 中央会 (3) 全国農業協同 組合連合会福島 県本部 全農 (4) 福島県米穀肥 料協同組合 米肥 (5) 福島県米麦事 業協同組合 米麦 (6) 福島第一食糧 卸協同組合 第一
	福島県水 田農業産 地づくり 対策等推 進会議事 務局長印	方23ミ リメートル		〇 〇 用 福島県水田農業 産地づくり対策 等推進会議事務 局長印	
(登録)～(雑則)(略)					
付則(令和7年3月24日議決) この規程は、令和7年4月1日から施行する。					

	同(福島県 農業協同 組合中央 会口座管 理用)			福島県水田農業 産地づくり対策 等推進会議会長 印	同組合中央会 中央会 (3) 全国農業協同 組合連合会福島 県本部 全農 (4) 福島県米穀肥 料協同組合 米肥 (5) 福島県米麦事 業協同組合 米麦 (6) 福島第一食糧 卸協同組合 第一
	福島県水 田農業産 地づくり 対策等推 進会議事 務局長印	方23ミ リメートル		〇 〇 用 福島県水田農業 産地づくり対策 等推進会議事務 局長印	
(登録)～(雑則)(略)					

「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」事務局員旅費支給規程一部改正新旧対照表

改正後	現行
「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」 事務局員旅費支給規程 平成16年4月12日制定 令和元年6月6日一部改正 <u>令和7年3月24日一部改正</u> 1. (略) 2. (略) 3. 旅費の計算は、<u>各組織・団体の最寄り駅</u>を起点に最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。 4. (略) 5. 旅費請求手続きは次により行う。 (1) 県外旅費 ア 各対策事務局は、様式1号により旅費を計算し、事務局長に請求する。 イ 総務事務局（<u>福島県水田畑作課担当者</u>）は、請求に基づき現金又は各対策事務局の指定する口座への振込により旅費を支給し、様式1号を各対策事務局へ送付する。 ウ (略)	「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」 事務局員旅費支給規程 平成16年4月12日制定 令和元年6月6日一部改正 1. (略) 2. (略) 3. 旅費の計算は、<u>福島駅</u>を起点に最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。 4. (略) 5. 旅費請求手続きは次により行う。 (1) 県外旅費 ア 各対策事務局は、様式1号により旅費を計算し、事務局長に請求する。 イ 総務事務局（<u>J A福島中央会において水田農業を担当する部署</u>）は、請求に基づき現金又は各対策事務局の指定する口座への振込により旅費を支給し、様式1号を各対策事務局へ送付する。 ウ (略)

工（略） （２）（略） ６．（略） <u>附則（令和７年３月２４日）</u> <u>この規約は、令和７年４月１日から施行する。</u>	工（略） （２）（略） ６．（略） _____ _____
---	---